

## 宇部市低炭素まちづくり協議会設置要綱

### (設置)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」）第7条に規定された低炭素まちづくり計画を策定するにあたり、法第8条に規定された低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び低炭素まちづくり計画に基づいた事業等を実施する際の調整を目的とした宇部市低炭素まちづくり協議会（以下「エコまち協議会」）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 エコまち協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進に関すること
- (2) 建築物の低炭素化やエネルギーの効率利用に関すること
- (3) 自動車からの二酸化炭素発生の抑制に関すること
- (4) みどりの保全、創出に関すること
- (5) その他、低炭素まちづくりの促進に必要と認められる事項

### (委員)

第3条 エコまち協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げるものをもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 事業者
- (2) 団体
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関
- (6) 宇部市
- (7) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

### (会長及び副会長)

第5条 エコまち協議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、エコまち協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 エコまち協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をエコまち協議会に出席させ意見又は説明を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。ただし、エコまち協議会の決定により公開しない事ができる。

### (アドバイザー)

第7条 第2条の所掌事項を協議していくうえで、エコまち協議会に対し助

言・提言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門知識を持つ者のうちから市長が依頼する。

(部会)

第8条 会長は、エコまち協議会の所掌事務に係る専門的な検討及び部門別の計画の企画立案をさせるため、エコまち協議会に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 エコまち協議会の事務局は、土木建築部都市政策推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、エコまち協議会の運営に必要な事項は、エコまち協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月27日から施行する。